
【仮設建築物等の防火安全対策】

予防部予防課建築係

- 1 仮設建築物等について**
- 2 仮設建築物等に係る消防用設備等の特例基準**
- 3 仮設建築物等の指導基準**
- 4 車両・テント等の取扱い**

課題

仮設建築物等に対する基準が明確でない部分がある

現状

- 仮設建築物等に対する消防用設備等の設置指導が十分に統一されていない状況。
- 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「オリパラ」という。）でも多数の仮設建築物等が設置され、様々な検討から消防用設備等を特例を適用した。
- 簡易的なテントやキッチンカーなどの仮設建築物等が政令別表第1に該当するか否かの判断が統一されていない。

オリパラ時に予防技術検討委員会で検討した消防用設備等の特例基準を基に、
予防事務・審査検査基準に**仮設建築物等の防火安全対策の基準**を策定する。

【用語の定義】

仮設建築物等

(1) 仮設工事現場事務所

建基法第85条第2項の規定に定める工事を施工するために現場に設ける事務所

※新築工事中の建物内に設置する工事現場事務所はこれに含まれないものとして取扱う。

(2) 建基法第85条第6項及び第7項の規定に定める仮設興行場等

例：サーカスや演劇のための仮設建築物等

(3) 既存の防火対象物の部分にプレハブ小屋等を期間を限定して設置することにより、消防法第17条第1項及び第2項の規定に基づき設置されている消防用設備等が、同規定に基づく技術上の基準に不適合（自動火災報知設備の感知器やスプリンクラーヘッドの未警戒など。）となる部分

例：建物内エントランスホールにイベントごとに設置されるプレハブ小屋等

(4) 期間を限定して従前の用途と異なる使用をすることにより、新たに消防用設備等の設置義務が生じるもの。

例：通常は通路の用に供する防火対象物の部分でイベントを行う部分

(5) その他これらに類するもの。

【消防用設備等の特例適用が可能な仮設建築物等】

1 設置期間が次に示す期間であること。

- ① 仮設工事現場事務所等 申請期間による。
- ② ①以外の仮設建築物等 3か月以内かつ設置期間が明確

2 次の対策が講じられていること。

ITV等により24時間監視または定期的な巡回により24時間警備されていること。

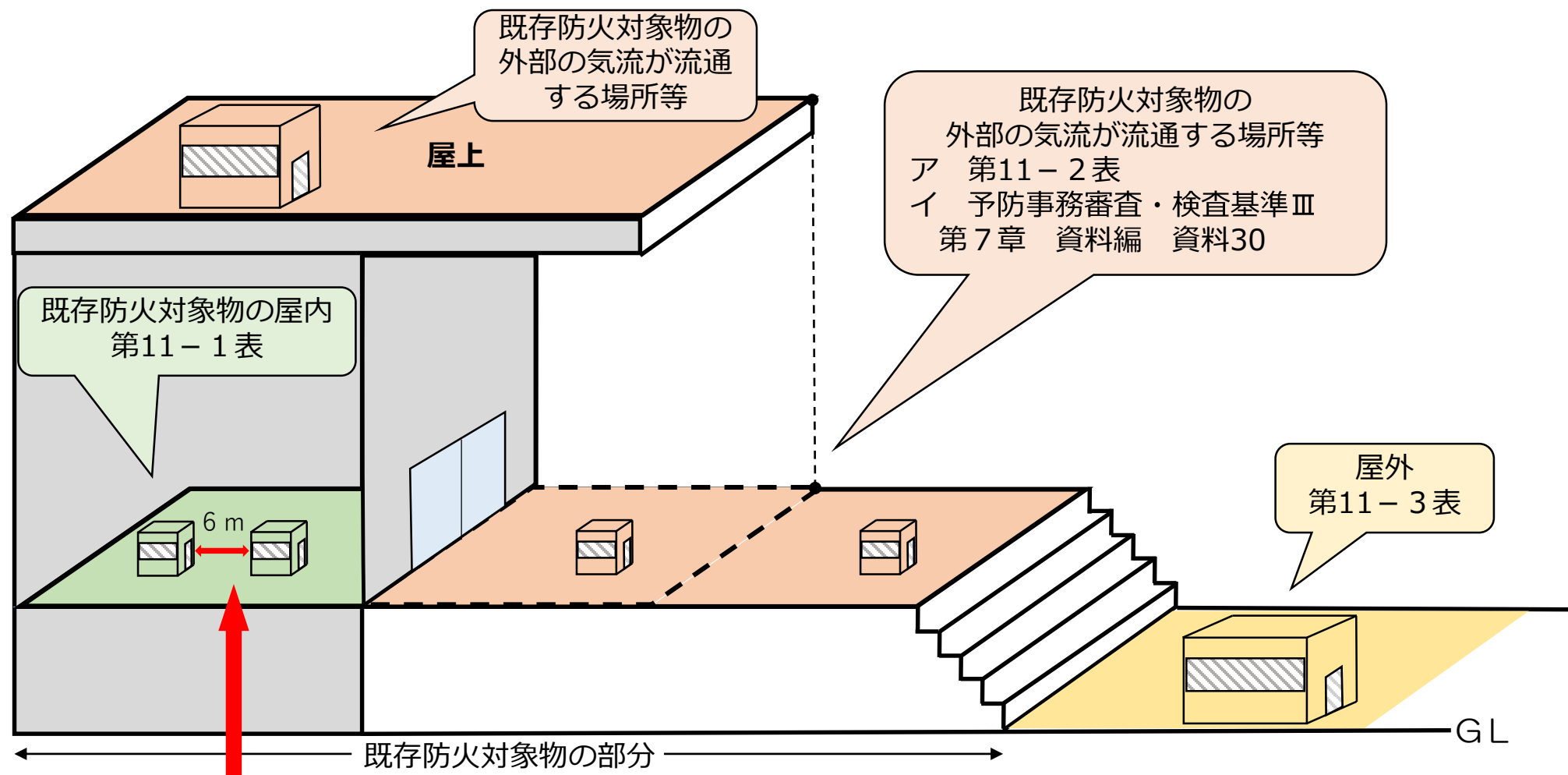
※夜間等で人が不在になる場合、仮設建築物等または仮設建築物等が存する部分を施錠する場合も可能とする。

2 仮設建築物等に係る消防用設備等の特例基準

仮設建築物等の設置場所ごとに特例基準を定める



仮設建築物等



屋内に設置する仮設建築物等の相互の離隔距離が6 m以下となる場合は、それらの仮設建築物等を一の仮設建築物等とみなして特例基準を適用する。

※スプリンクラー設備等の自動消火設備で警戒している部分は、この限りでない。

2 仮設建築物等に係る消防用設備等の特例基準

仮設建築物等の**設置場所ごと**に特例基準を定める

内部に設置

原則は…
既存防火対象物に必要な設備を設置



**既存防火対象物に
必要な消防用設備等ごと
に特例を示す**

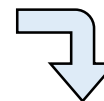


屋内の仮設特例

外部の気流が流通する場所等に設置

原則は…

既存防火対象物の一部と考え、既存防火対象
物に必要な設備を設置



資料編へ



独立した一の防火対象物
1.5坪又は3坪のものには、
消防用設備等の設置は不要



**既存防火対象物に
必要な消防用設備等ごと
に特例を示す**



※消防用設備等を設置したくない場合は…



仮設の別棟基準



外気流通の仮設特例

屋外に設置

原則は…
規模に応じた消防用設備等を設置



**仮設建築物等に
必要な消防設備等ごと
に特例を示す**



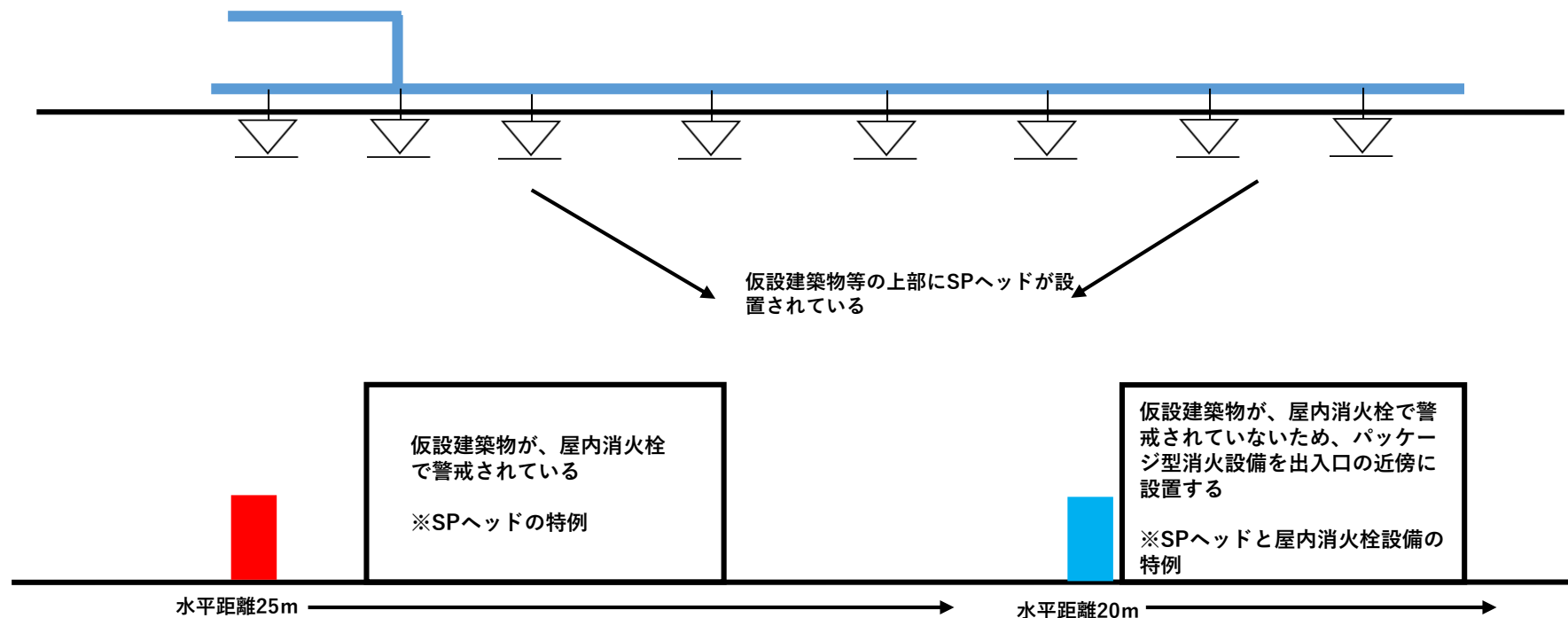
屋外の仮設特例

仮設形態：既存防火対象物の部分（屋内）に設置する仮設建築物等

特例の対象設備	設置する消防用設備等	特例要件
屋内消火栓設備 スプリンクラー設備（ヘッド）	なし	1 仮設建築物等の延べ面積が150㎡未満 (1) 仮設建築物等の上部の既設のヘッドにより有効に警戒されていること。 (2) 火を使用する設備等が設置されている上部には、自動消火装置（住宅用下方放出型自動消火装置や簡易自動消火装置等）を設置すること。 (3) 住宅下方自動消火装置を設置する場合は、基準の例により設置すること。
	屋内消火栓設備（補助散水栓を含む。）又はパッケージ型消火設備	2 仮設建築物等の延べ面積が150㎡以上 1、(1)から(3)によるほか、次のいずれかによること。 (1) 仮設建築物等が屋内消火栓設備により有効に警戒されていること（スプリンクラー設備のみが特例の対象設備である場合に限る。）。 (2) 仮設建築物等が、パッケージ型消火設備により有効に警戒されていること。 なお、「有効に警戒されている」とは次のアからウによること。 ア パッケージ型消火設備は、認定品を使用すること。 イ パッケージ型消火設備が仮設建築物等の出入口の近傍に設置され、かつ、仮設建築物等の各部分から一のホース接続口までの水平距離が20m以下であること。 ウ イの水平距離20m以下の範囲内をホースの長さ25m以上かつ放射距離10m以下で有効に放射できる位置に設置されていること。 8

【屋内の仮設特例の消防用設備等（スプリンクラーヘッド、屋内消火栓設備の特例）の設置方法の例】

図



※ 仮設建築物等内部のSPヘッドを特例で免除する場合、内部の消火手段を確保するため、150㎡以上の仮設建築物等は、屋内消火栓またはパッケージ型消火設備で警戒されていることを特例の要件とする。
なお、消火器は法令通り設置する必要がある。

【凡例】



150㎡以上の仮設建築物等



既存SPヘッド

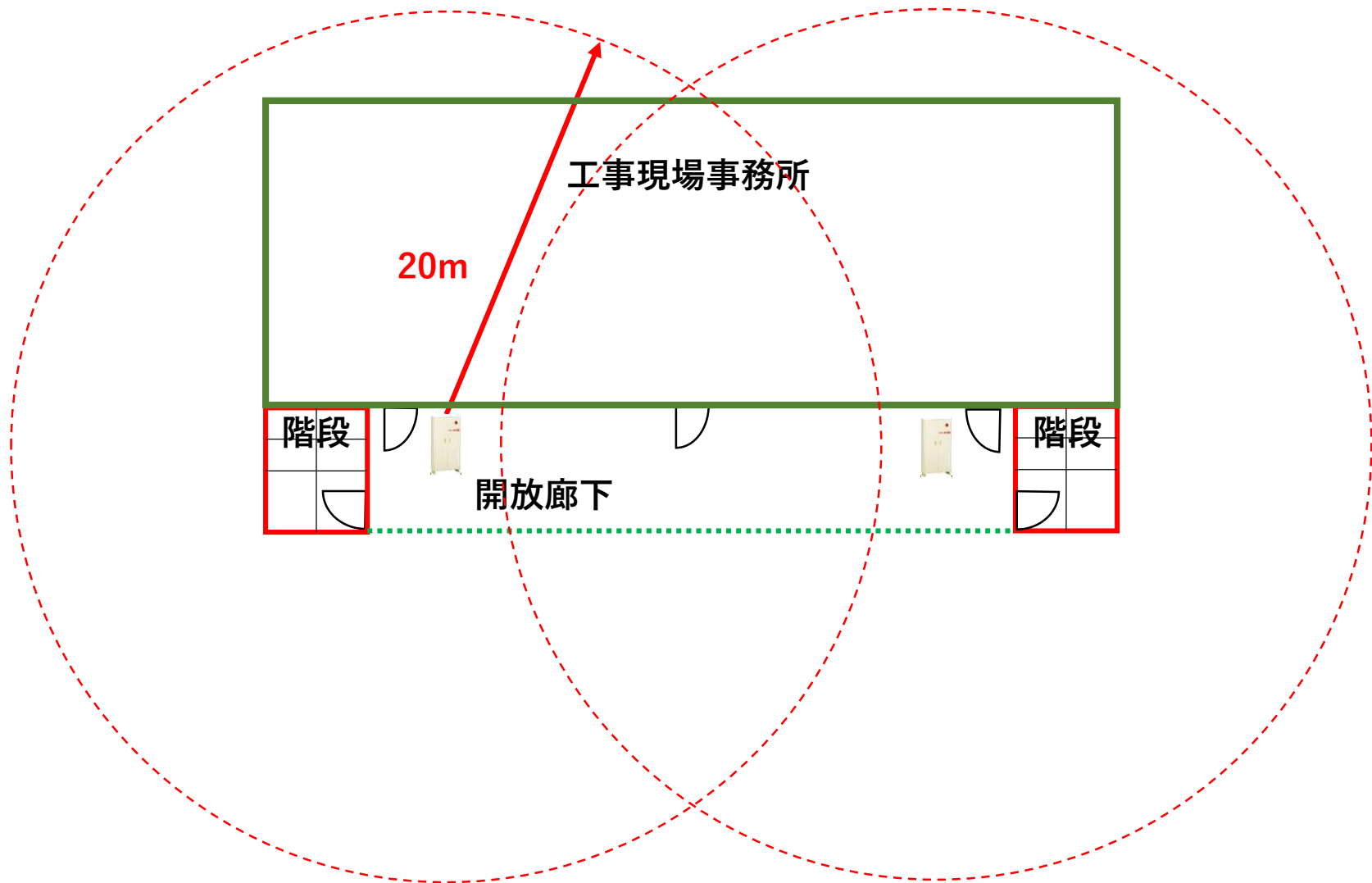


既存屋内消火栓



パッケージ型消火設備

【パッケージ型消火設備の設置方法の例】



仮設形態：既存防火対象物の部分（屋内）に設置する仮設建築物等

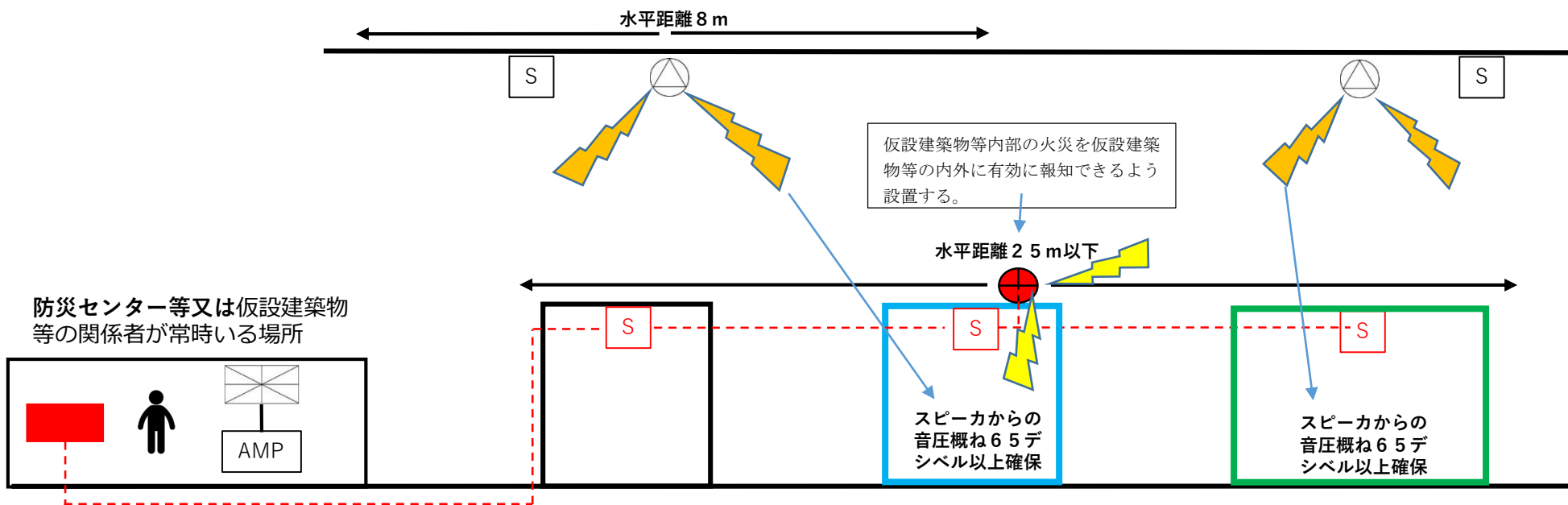
特例の対象設備	設置する消防用設備等	特例要件
自動火災報知設備（感知器）	仮設用の自動火災報知設備	1 仮設用の自動火災報知設備は、仮設建築物等内で発生した火災を内部及び外部に有効に報知することができるように設置することとし、自動火災報知設備の技術上の基準に適合するように設置すること。 2 受信機は防災センター等又は仮設建築物等の関係者が常時いる場所に設置すること。
	連動型警報機能付感知器又は連動型住宅用火災警報器 ※連動型警報機能付感知器とは、特定小規模施設用自動火災報知設備に用いられる無線式の感知器をいう。	1 仮設建築物等の内部及び外部直近には、煙を感知する連動型警報機能付感知器又は連動型住宅用火災警報器を有効に設置するとともに、火災を感知した場合は、内部及び外部で相互に連動し、仮設建築物等の関係者が常時いる場所で火災の覚知ができるよう措置されていること。 2 仮設建築物等の内外において、連動型警報機能付感知器又は連動型住宅用火災警報器の電波の受信状況が良好であること。 3 仮設建築物等が次のいずれかであること。 (1) 1階層かつ延べ面積600㎡（見通しがきく場合は1000㎡）以下 (2) 2階層かつ延べ面積500㎡以下
放送設備（スピーカー）	なし	既存防火対象物に放送設備が設置されており、仮設建築物等の床面積が6㎡（居室以外にあっては30㎡）を超える場合、または既存スピーカーからの水平距離が8mを超える場所に仮設建築物等が設けられる場合は、仮設建築物等の内部において、音圧が概ね65デシベル以上確保されていること。

仮設形態：既存防火対象物の部分（屋内）に設置する仮設建築物等

特例の対象設備	設置する消防用設備等	特例要件
誘導灯	設置を要しない	- 避難口誘導灯 - 仮設建築物等の階のうち、避難階は居室の各部分から屋内に至る避難口を容易に見とおし、かつ、識別でき歩行距離が20m以下であること。 - 仮設建築物等の階のうち、避難階以外の階には居室の各部分から下階に通ずる階段の入口を容易に見とおし、かつ、識別でき歩行距離が10m以下であること。 - 前(1)、(2)によらない場合、避難口誘導灯（仮設建築物等の規模によらず、区分はC級で可能）を設けること。 - 通路誘導灯 原則、通路誘導灯の設置は要しないものとするが、前1、(3)により設けた避難口誘導灯を容易に見とおすことが困難な場合、設置すること。 - 客席誘導灯 既設防火対象物の非常照明により0.2ルクス以上の照度が確保されていること。 - 階段通路誘導灯 既設防火対象物に設けられた照明等で必要な照度（1ルクス以上）が確保されていること。階段が仮設建築物等内に設置される等の理由により必要な照度が確保されていない場合は、階段通路誘導灯を設けること。

※「専用の電源回路を要しない」とは、仮設建築物等又は既設防火対象物に設置された常用電源から電源を確保しても支障ない。

【屋内の仮設特例の消防用設備等（仮設用自動火災報知設備）の設置方法の例】



【凡例】



既設自火報 受信機



既設自火報 感知器



仮設自火報 受信機



仮設自火報 地区音響装置



既設放送設備 AMP



既設放送設備 スピーカー



仮設自火報 感知器



仮設建築物等

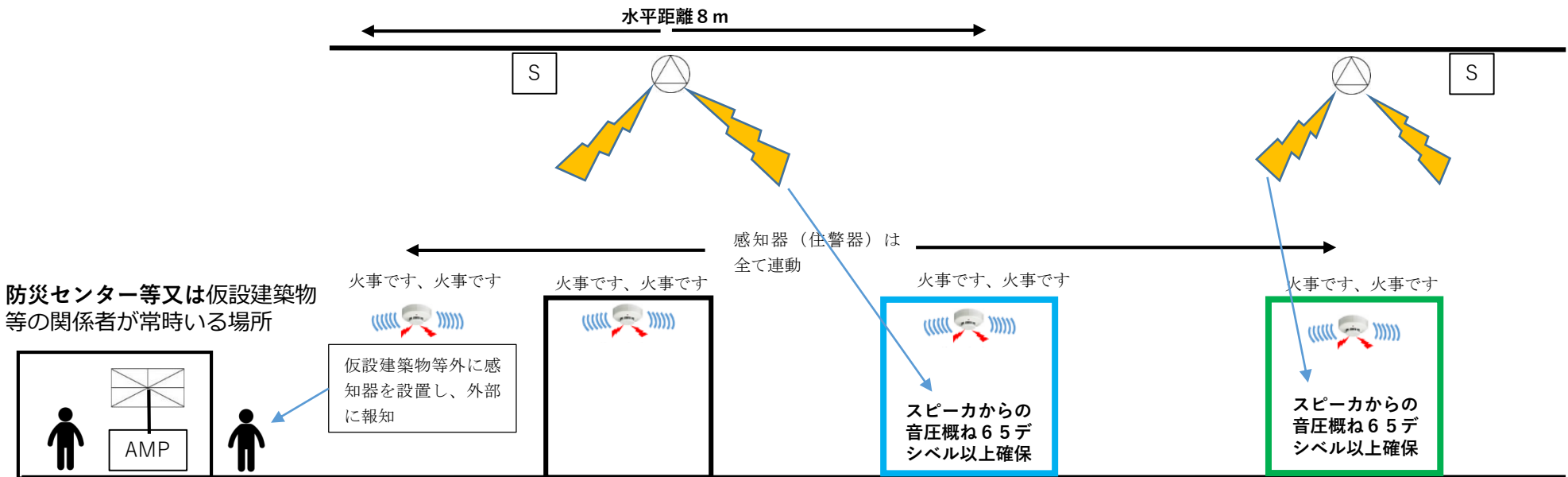


6㎡(居室以外は30㎡)を超える仮設建築物等



スピーカーから水平距離 8 m を超える場所にある仮設建築物等

【屋内の仮設特例の消防用設備等（連動型警報機能付感知器等）の設置方法の例】



※スプリンクラー設備等の自動消火設備が設置されている場合は、各仮設建築物等は別とすることができるが、各仮設建築物等ごとに内外に対で感知器を設置するだけでなく、各仮設建築物内に感知器を設置し、外部については上図のように1個の感知器を設置（全ての感知器の連動は必要）することも可能とする。

【凡例】



既設自火報 受信機



既設自火報 感知器

連動型警報機能付感知器
又は連動型住宅用火災警報器

既設放送設備 AMP



既設放送設備 スピーカー



6㎡(居室以外は30㎡)を超える仮設建築物等



スピーカーから水平距離 8 m を超える場所にある仮設建築物等

仮設形態：既存防火対象物の外部の気流が流通する場所等に設置する仮設建築物等

特例の対象設備	設置する消防用設備等	特例要件
屋内消火栓設備 スプリンクラー設備(ヘッド)	設置を要しない	仮設建築物等の延べ面積が 150㎡未満
	屋内消火栓設備（補助散水栓を含む。）又はパッケージ型消火設備	仮設建築物等の延べ面積が 150㎡以上 (1) 仮設建築物等が屋内消火栓設備の屋内消火栓により有効に警戒されていること（スプリンクラー設備のみが特例の対象設備である場合に限る。）。 (2) 仮設建築物等が、パッケージ型消火設備により有効に警戒されていること。なお、「有効に警戒されている」とは次のアからウによること。 ア パッケージ型消火設備は、認定品を使用すること。 イ パッケージ型消火設備が仮設建築物等の出入口の近傍に設置され、かつ、仮設建築物等の各部分から一のホース接続口までの水平距離が20m以下であること。 ウ イの水平距離20m以下の範囲内をホースの長さ25m以上かつ放射距離10m以下で有効に放射できる位置に設置されていること。
自動火災報知設備	設置を要しない	仮設建築物等の延べ面積が 150㎡未満
	仮設用自動火災報知設備	仮設建築物等の延べ面積が 150㎡以上
	連動型警報機能付感知器 又は連動型住宅用火災警報器	屋内と同じ
放送設備（スピーカー）	自動火災報知設備と同じ	自動火災報知設備と同じ

仮設形態：既存防火対象物の外部の気流が流通する場所等に設置する仮設建築物等

特例の対象設備	設置する消防用設備等	特例要件
誘導灯	設置を要しない	屋内と同じ

仮設形態：屋外に設置する仮設建築物等

特例の対象設備	設置する消防用設備等	特例要件
屋内消火栓設備	パッケージ型消火設備	仮設建築物等が、パッケージ型消火設備により有効に警戒されていること。なお、「有効に警戒されている」とは次のアからウによること。 ア パッケージ型消火設備は、認定品を使用すること。 イ パッケージ型消火設備が仮設建築物等の出入口の近傍に設置され、かつ、仮設建築物等の各部分から一のホース接続口までの水平距離が20m以下であること。 ウ イの水平距離20m以下の範囲内をホースの長さ25m以上かつ放射距離10m以下で有効に放射できる位置に設置されていること。
自動火災報知設備	自動火災報知設備 同一敷地内に自動火災報知設備の設置義務が生じる仮設建築物等が複数ある場合、次に掲げる要件を満たすことにより受信機を1台に集約することができる。 1 管理権限が同一であること。 2 受信機を設置した仮設建築物等の位置を表示した標識を、各仮設建築物等の主要な出入口に表示すること。	
	連動型警報機能付感知器又は連動型住宅用火災警報器	1 仮設建築物等の内部に、煙を感知する連動型警報機能付感知器又は連動型住宅用火災警報器を有効に設置すること。 2 仮設建築物等の内部において、連動型警報機能付感知器又は連動型住宅用火災警報器の電波の受信状況が良好であること。 3 仮設建築物等が次のいずれかであること。 (1) 1階層かつ延べ面積600㎡（見通しがきく場合は1000㎡）以下 (2) 2階層かつ延べ面積500㎡以下
火災通報装置	携帯電話	1 電波が届く場所であること。 2 仮設建築物等に携帯電話を設置するか、所持者が必ずいること。

仮設形態：屋外に設置する仮設建築物等

特例の対象設備	設置する消防用設備等	特例要件
非常警報設備 (放送設備を除く)	なし	次に掲げる仮設建築物等 1 特定用途で延べ面積が300㎡未満 2 非特定用途で延べ面積が500㎡未満
	自動火災報知設備（自動火災報知設備の特例要件に基づくもの） 連動型警報機能付感知器 連動型住宅用火災警報器	自動火災報知設備の特例要件に準じて設置していること。
誘導灯	設置を要しない	屋内と同じ
動力消防ポンプ設備	動力消防ポンプ設備 政令第20条第1項第1号により設置義務が生じる仮設建築物等が複数ある場合、管理権原者が同一であれば1台で警戒することができる。	

出火防止対策

【すべて指導事項◆】

➤ 喫煙管理

- ・屋外単独の仮設建築物等を除き、喫煙所として使用しないこと。

➤ 火を使用する設備または器具の出火防止対策

- ・電気を熱源とするものを使用すること。
- ・厨房設備等は調理油過熱防止装置等が付されているものの使用すること。

➤ 放火防止対策

- ・未使用時の施錠管理
- ・可燃物等の保管や無人となるものの常時施錠管理
- ・仮設建築物等の設置期間中の巡視やITVによる管理

➤ 危険物品等の管理

- ・仮設建築物等での使用及び搬入しないこと。
- ・やむを得ず搬入する場合は必要最低限とし、法令上の諸手続きの順守と、有効な消火手段の確保と安全管理の徹底をすること。
- ・危険物品等を常に整理整頓し、不燃の容器及び不燃材料で囲われた場所に格納し施錠管理すること。

3 仮設建築物等の指導基準

初期消火対策

- 法 8 該当の場合、仮設建築物等の関係者は設置する消火器等の消火設備の設置場所及び操作方法を把握し、火災時に有効に使用できるようにすること。

延焼拡大防止対策

- テント等は防災性能を有するものを使用すること。
- 火気設備等を使用する場合は周囲に可燃物を存置しないこと。
- 火気設備等を使用する室内に面する壁及び天井の仕上げは準不燃材料とし、テント等の場合は防災性能を有するものを使用すること。

避難安全対策

- 仮設建築物等の関係者は屋外に至るまでの避難経路を把握し、出火の際は避難誘導すること。
- 出火した仮設建築物等の影響のない部分を通過するよう避難誘導すること。

3 仮設建築物等の指導基準

消防活動支援対策

- 消防隊の活動動線を考慮して仮設建築物等を設置すること。
- 消防用設備等の使用に障害とならない位置に仮設建築物等を設置すること。

その他

- 建築基準法令上、避難安全検証を実施している建築物の部分に仮設建築物等を設置する場合、避難安全検証上、仮設建築物等の設置が可能である場所か注意すること。
- 条例第56条の3（一時使用の届出等）に基づき届出された仮設建築物等は、本基準の適用の対象ではない。
- 新型インフルエンザ等対策特別措置法や災害対策基本法、国民保護法に基づき設置される医療施設、避難所等、臨時の収容施設等は、他法令で消防用設備等の設置が別に規定されているため、本基準の適用の対象ではない。

政令別表防火対象物の取扱い

政令別表防火対象物：政令別表第一(1)項から(15)項に該当する防火対象物
(審査検査基準に定義されている)

現状と課題

現在、署ごとに以下の防火対象物において**政令別表防火対象物の取扱いが異なる。**

- ・ 農産物を栽培するビニールハウス
- ・ 運動会などのイベントや当庁の警戒などで使用するテント
- ・ キッチンカーなどの車両で事業を行うもの
- ・ 通行及び運搬の用に供する建築物 等

⇒ **消防用設備等の設置、使用開始届出及び検査の実施など対応が分かれている。**

目 的

今回の基準策定で仮設建築物等を定義することを機に、
政令別表防火対象物を明確に示し判断を容易にする統一化を図る。

策定項目

- **キッチンカー等の車両の取扱い**
- **屋外テント等の取扱い 等**

ア 運送以外の目的で事業を行う車両の取扱い

- ① ②以外の車両は政令別表防火対象物として扱わない。また、既存防火対象物の部分（屋内や屋根がかりの下部等）に設置した場合においても、消防用設備等の設置及び警戒は要しない。

※(20)項に該当するもの（乗車定員 11 人以上の自動車等）は従前通り(20)項として扱う。

（例）・キッチンカー

・移動図書館、移動式バー

・レントゲン車等の健康診断を目的に使用する車両 等

- ② 固定的に車両を駐車して車両内に関係者以外の人を出入りさせて事業を行うもの（トレーラーハウスを飲食店やホテル等の用途で使用するもの）は政令別表防火対象物として扱う。

※仮設建築物等の屋外の特例基準を適用することができる。

※建築基準法第2条第1号の建築物として扱われない場合は、消防法令上無窓階以外の階（普通階）として扱う。

※固定的とは、随時かつ任意に移動できるとは認められないもの。また、一時的な使用を超えて5日以上継続して駐車しているものも固定的に駐車しているものとみなす。

【参考：「随時かつ任意に移動できる」とは認められないもの」の該当例】

- 車輪が取り外されているもの又は車輪は取り付けであるがパンクしているなど走行するために十分な状態に車輪が保守されていないもの。
- 上部構造が車輪以外のものによって地盤上に支持されていて、その支持構造体が容易に取り外すことができないもの（支持構造体を取り外すためにはその一部を用具を使用しなければ取り外しができない場合等）
- トレーラーハウス等の敷地内に、トレーラーハウス等を設置場所から公道まで支障なく移動することが可能な構造（勾配、幅員、路盤等）の連続した通路がないもの。
- トレーラーハウス等が適法に公道を移動できないもの。

建築確認のための基準総則集団規定の適用事例より

イ 簡易的なテント等の取扱い

- ① **簡易的なテント等**とは、容易に移動、解体または収納できるもの。（通常重機を使用しない、高所での作業がない、短時間で解体できるもの）
- ② **防火対象物の部分**に設置する簡易的なテント等の取扱い
簡易的なテント等の下部及び内部は消防用設備等の設置を要する場所として取扱わない。
- ③ **屋外**に設置する簡易的なテント等の取扱い
政令別表防火対象物として取扱わない。（劇場等は除く）
（例）
 - ・ 簡易なキャンプテント
 - ・ 警戒や運動会等各種イベントにおいて設置するテント
 - ・ 祭りの露店、屋台のテント
 - ・ 容易に収納できる日よけのための庇
 - ・ 可搬式のトイレ

※グランピングのテント（キャンプ場等の指定された敷地内に設営されている支柱及び布製の覆いなどを組み立てて作られた家屋）は簡易的なテント等とは取扱わない。
（29予第368号「テント及びバンガロー等における自動火災報知設備に係る技術上の基準の特例について（通知）」）

ウ その他

- ① 公衆トイレ、バス停の上屋その他道路、公園等に設置される公益上必要な建築物で、確認申請等を要するもののうち、指定防火対象物以外のものは各種届出を省略可能とする。
- ② 単独の公共用歩廊など、通行または運搬の用にのみ供する防火対象物は政令別表防火対象物として取扱わない。
- ③ 主として農業用に使用するビニールハウスは、政令別表防火対象物として取扱わない。